農業委員会総会議事録

（令和８年６月９日開催分）

熊本市農業委員会

日時　令和８年６月９日（火）午後３時１５分
場所　桜の馬場城彩苑　多目的交流施設

農業委員２４名

1番　西冨　大二郎	2番　深水　進	3番　西村　清敏
4番　牧坂　邦夫	5番　福原　幸一	6番　葭村　誠一
7番　網田　稔	8番　徳永　芳也	9番　東　哲治
10番　田中　敏郎	11番　田中　友博	12番　森山　哲也
13番　林田　智博	14番　谷口　憲治	15番　坂本　修
16番　内田　勤矢	17番　宮本　淳一	18番　松田　則康
19番　上村　悦美	20番　福嶋　徳行	21番　上島　惠二
22番　木下　三智也	23番　牧野　正治	24番　上田　隆幸

午後　３時１５分　開会

事務局　　ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数２４名全員出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会　　長　　皆さん、こんにちは。

本日は皆様ご多用の中、農業委員総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、田植の時期でもあり、大変お忙しいことと思います。熊本でも梅雨入りし、大雨のシーズンになってまいります。最近は想定外の災害が起こりますので、日頃からの備えを十分に行ってまいりましょう。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農業委員会の令和７年度の事業報告（案）と令和８年度の事業計画（案）などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局　　ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第４条に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第３の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には９番の東哲治委員と１０番の田中敏郎委員を、書記に事務局の鎌田翔太郎主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請から第８号議案、令和８年度事業計画（案）についてまでの８件でございます。

初めに、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請２７件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、農地法第３条第２項の判断基

準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員

１番委員、西冨です。
１番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。
１番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は酪農家で、申請地には許可後も飼料作物のトウモロコシを作付される計画です。
以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、２番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。
２番と３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
２番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、タマネギを栽培されている専業農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。
３番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている専業農家で、許可後は申請地ではミカンを栽培され

る計画です。
　以上２件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番、３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
　全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
　次は、４番。

１６番　内田勤矢委員
　１６番委員、内田です。
　４番と５番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
　４番と５番は関連で、耕作の便宜上、交換のための所有権移転の申請です。
　４番の譲受人は、果樹を栽培されている専業農家で、許可後も申請地ではミカンを栽培される計画です。なお、譲受人は経営移譲されており、許可後、速やかに後継者に貸し付けられます。
　５番の譲受人は、果樹を栽培されている専業農家で、許可後も申請地ではミカンを栽培される計画です。
　以上２件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま４番、５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、６番。

１１番　田中敏郎委員
１１番委員、田中です。
６番から８番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
６番と７番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。
譲受人は水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。
８番は、経営拡張による所有権移転の申請です。
譲受人は水稲、施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。
以上３件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま６番から８番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、９番。

１３番　林田智博委員

１３番委員、林田です。

９番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

９番は、親族への贈与に伴う所有権移転の申請です。

譲受人は水稲を栽培されている専業農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。

以上１件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま９番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、１０番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。

１０番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

１０番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されており、許可後は申請地にてタマネギ、ナス等の露地野菜を作付される計画です。

以上１件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１０番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１１番。

１８番　松田則康委員
１８番委員、松田です。
１１番から１３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１１番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されており、許可後は水稲を作付される計画です。
１２番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されており、許可後はニンジン、ダイコンなどの露地野菜を作付される計画です。
１３番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、栗を栽培されており、許可後は栗を栽培される計画です。
以上３件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１１番から１３番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１４番。

３番　西村清敏委員
３番委員、西村です。
１４番から１６番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
１４番は、契約金額変更し賃借権を再設定する申請です。借受人はみかんを栽培している専業農家で、許可後はみかんを作付される計画です。
１５番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人はみかん、梅、ゆず、デコポンを栽培している専業農家で、許可後は梅を作付される計画です。
１６番は、経営拡張のため賃借権を設定する申請です。借受人は肉用牛を飼育している畜産農家で、許可後はイタリアンライグラスを作付される計画です。
以上３件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１４番から１６番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１７番。

４番　牧坂邦夫委員

４番委員、牧坂です。

１７番から２７番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１７番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は栗を栽培される兼業農家で、申請地には栗を作付される計画です。

１８番は、第三者へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、スイカ、メロンを栽培される専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

１９番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は柿、栗などを栽培される兼業農家で、申請地には栗を作付けされる計画です。

２０番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は梅、カボチャなどを栽培される専業農家で、申請地には柿を作付される計画です。

２１番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はナス、スイカを栽培される専業農家で、申請地にはダイコンなど露地野菜を作付される計画です。

２２番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、スイカ、パプリカなどを栽培される法人で、申請地には水稲を作付される計画です。なお、農地所有適格法人の要件については全ての要件を満たしており問題ないことを確認済みです。

２３番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、カボチャ、キュウリを栽培される専業農家で、申請地にはカボチャ、キュウリを作付される計画です。

２４番は、第三者へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、カボチャ、キュウリを栽培される専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

２５番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は養豚業を営む法人で、申請地には飼料用稲を作付される計画です。なお、農地所有適格法人の要件については全ての要件を満たしており、問題ないことを確認済みです。

２６番は、叔父へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は会社員ですが、これまで県外在住のおいに代わって申請地を管理されており、申請地には水稲を作付される計画です。

２７番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はスイカ、タマネギなどを栽培される兼業農家で、申請地にはスイカ、トウ

モロコシを作付される計画です。

以上１１件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、いずれも農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１７番から２７番まで、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第２号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請２件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員

１番委員、西冨です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、第３号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請１番と関連で、申請地を農機具置場、農業用資材置場、駐車場へ転用する許可申請です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。これまで農機具置場として借りていた駐車場を返すことになり、耕作地に近い利便性のよい申請地を選定されたとのことです。

土地利用計画は、第３号議案、農地法第５条の許可申請の転用面積を合わせた面積となりますが、登記面積と実測面積に著しい相違があるため、農地法第５６条のただし書きを適用し、提出された求積表に示された実測面積で６５２㎡として審査を行いました。

土地利用計画は、総事業面積６５２㎡にトラクター１台、田植機１台、軽トラ２台のほか、農業用資材置場として整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。開発許可は不要ですが、北側は水路と接しており段差があるため、水路に影響がないように工事する旨の誓約書が提出されております。申請地は宅地造成等工事規制区域内ですが、規制に係る許可は不要であることを事業計画書で確認しております。また、農区長からの排水同意書が添付されております。工事期間は令和８年７月１日から令和９年３月３１日までの見込みで、許可後は速やかに工事に着手するとのことです。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２番。

４番　牧坂邦夫委員

４番委員、牧坂です。

２番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

２番は、個人住宅への転用申請です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域にある農地で、かつ、申請地からおおむね５００m以内に教育施設、医療施設があることから、第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地１，２０４㎡のうち４２５㎡に建築面積９

６．８８㎡の木造平屋建て住宅１棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、転用により周辺農地の営農へ支障を及ぼすおそれもないものと思われます。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査の回答済みです。工事は令和９年７月３１日の完了を予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第３号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請３４件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員

１番委員、西冨です。

１番から７番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、第２号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請１番と関連で、所有権を取得して申請地を農機具置場、農業用資材置場、駐車場へ転用する許可申請です。土地利用計画につきましては第２号議

案の１番で説明したとおりですが、登記面積と実測面積に著しい相違があるため、農地法第５６条のただし書きを適用し、提出された求積表による土地の実測面積で審査を行いました。

２番は、不動産業を営む法人が所有権を取得して、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、農業用公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺に農地はなく、上下水道の公共施設が設備された交通アクセスのよい、生活環境が整った場所であったことから選定されたとのことです。

土地利用計画は、総転用面積１，１２３㎡に建築条件付売買予定地５区画、後退道路、ごみ置場を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は令和８年７月１日から令和９年１２月３１日までの予定で、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査申出書の回答書の写しが提出されております。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。また、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。

３番は、宅地建物取引業等を営む法人が所有権を取得して、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の２種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００ｍ以内に教育施設と医療機関がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、建築条件付売買予定地２区画を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は許可後から令和８年１２月３１日までの見込みで、開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査申出書の回答済みとのことです。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。また、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。

４番は、宅地建物取引業等を営む法人が所有権を取得して、建築条件付売買予定地の通路として転用する許可申請です。農地区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用であって、当該事業の目的を達成する上で供することが必要な場合で、第１種農地に相当する面積の割合が３分の１を超えないものに

該当するものと判断しました。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積８９８．２４㎡に建築条件付売買予定地３区画及び新設道路を整備する計画で、今回の転用面積の５．２４㎡は通路の一部を整備されるもので、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は許可後から令和１０年１２月２０日までの見込みで、開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査回答済みで、関係課と協議中の資料の提出があっております。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。また、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。

５番は、土木工事業等を営む法人が所有権を取得して、駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。業務拡大に伴い社員が増え、工場敷地内の社員駐車場が作業車両の移動の妨げとなっていたため、複数箇所の代替地を検討されましたが、工場までの距離が近く、申請地の地権者からの合意もあったことから申請地を選定されたとのことです。

土地利用計画は、普通自動車１４台分の駐車場として整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は許可後から令和８年１０月３０日までの予定で、開発許可は不要です。また、盛土、切土の工事はないことを現地調査においても確認しております。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。また、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。

６番は、土木建築業を営む法人が所有権を取得して、資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２農地と判断されます。隣接する土地に法人の代表者が所有する事務所があり、公道に面し利便性がよかったことから、申請地を選定されております。

土地利用計画は、重機置場、砕石置場、山砂置場のほか、作業スペース、仮設物置置場として整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。申請地は宅地造成等工事規制区域内ですが、規制に係る許可は不要であることを事業計画書で確認しております。しかしながら、申請地は既に先代の法人代表者が平成２９年頃から資材置場として使用しており、申請者から、深く反省し、今後は農地法の趣旨を理解し、再度このようなことがないようにする旨の始末書が提出され

ております。また、敷地内に走る水路の用途廃止や払下げの手続、法定外公共物の使用許可などを土木センターと協議中であることを事業者及び担当課へ確認しているところです。

７番は、母親が所有する農地に使用貸借権を設定して、個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の２種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００m以内に２つの医療機関がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅１棟を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は令和８年９月１日から令和９年３月３１日までの見込みで、開発許可は必要ですが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査申出中とのことです。

資力、信用など転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。また、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上７件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番から７番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

なお、６番は総転用面積が３，０００㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、８番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

８番から２１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

８番から１８番は関連で、保育事業、不動産賃貸業を営む法人が所有権移転によりサッカー場及びそれに付随する駐車場を整備するための転用許可申請です。申請人はこれまで幼児保育に長く携わってこられ、今回の申請は子供たちに対し健全な居場所を提供することを主な目的とされております。農地区分は市街化の傾向が著しい区域内の農地で、申請地からおおむね３００ｍ以内に自動車専用道路のインターチェンジがある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積９，８２５㎡にサッカーグラウンド１面、トイレ及び８０台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可は不要であることを開発指導課に確認しております。また、盛土につきましては、盛土をする面積が５００㎡を超えるため許可が必要となりますが、現在、宅地造成等工事規制の区域に関する許可申請の事前審査中で、許可の見込みがあることを開発指導課に確認しております。なお、工事期間は令和９年３月３１日までの予定で、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。

１９番と２０番は関連で、再生可能エネルギー事業などを営む法人が所有権移転及び賃貸権を設定して、系統用蓄電池施設へ転用する申請です。農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、申請地からおおむね３００ｍ以内に自動車専用道路のインターチェンジがある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地１，７０８㎡に蓄電池ユニットや変電設備などの蓄電池システムを整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、排水計画に問題なく、日照、通風など周辺の農地への影響もないものと思われます。申請者は電気工事法における発電事業者であり、開発許可は不要であることを確認しております。また、申請地は宅地造成等工事規制区域で、盛土をする土地の面積が５００㎡を超えますが、盛土の高さは３０ｃｍ未満であるため規制対象外であることを確認しております。工事期間は令和８年１１月５日までの予定で、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。

２１番は個人が使用貸借権を設定し、個人住宅に転用する申請です。

農地区分は、農地の広がりが１０ｈａ未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な場所がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積３０２㎡に木造平屋建ての個人住宅１棟を建築される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で開発工事事前審査の回答書の写しが提出されております。工事期間は令和９年７月３１日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上１４件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま８番から２１番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。なお、８番から１８番までは総転用面積が３，０００㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、２２番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

２２番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

２２番は不動産業を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予

定地へ転用する許可申請です。

農地区分は１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、「第１種農地」と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積９３６㎡に建築条件付売買予定地３区画を造成される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和９年６月３０日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

なお、申請地は前所有者である譲渡人の父が、約３５年前、知人から資材置場として利用させてほしいと依頼され、盛土等の造成工事を行い、整地されており、今回の申請にあたっては、譲渡人より、農地法に違反したことについて深く反省する始末書が提出されております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２３番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。

２３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

２３番は個人が所有権移転し、貸駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、普通車両３台分を個人が所有する貸家の駐車場として貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、申請地は一部分が砂利敷きされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２４番。

１８番　松田則康委員

１８番委員、松田です。

２４番から２９番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

２４番は親子間の使用貸借権設定による農業用倉庫への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある区域内の農地で、

第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、農業用施設の用に供するために行われるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、農業用倉庫６３．７７㎡、転回スペース、資材置場の計画で、妥当な面積と判断されます。申請地は盛土規制法の宅地造成等規制区域ですけれども、盛土は行わないことを確認しております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和８年７月１５日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

２５番は、土木建築業を営む法人が熊本市発注の下水道工事請負のための賃貸借権設定による資材置場等への一時転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある一団の農地で、第１種農地と判断されます。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったために申請地を選定されております。

土地利用計画は、賃借人は近隣地区の熊本市発注の下水道工事を請け負っており、申請地に資材置場、現場事務所、残土置場、砕石置場の計画で、妥当な面積と判断されます。申請地は盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土は行わないことを確認しております。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。一時転用期間は許可日より令和９年２月２８日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

２６番は親子間の所有権移転による倉庫兼車庫への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の広がりのない生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。申請地は平成１５年頃から倉庫兼車庫の一部として利用されており、申請地は農地転用がなされていなかったことが発覚し、今回の申請に至ったところです。

土地利用計画は、転用面積１１８㎡を倉庫兼車庫として利用されており、転用面積としては適正なものと判断されます。申請人からは、今後このようなことがないよう十分注意する旨の始末書が添付されております。

２７番は親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の広がりのない生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地

選定に当たっては周辺で代替地の検討をされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積２４２㎡に平屋建て１棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますけれども、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がなされております。工事期間は令和９年１２月３１日までを予定しており、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は既に砂利による整地がされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。

２８番は発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定に当たっては代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地１，０９９㎡に太陽光パネル２０４枚を設置するほか、点検用通路などとして利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。発電設備等に関する契約申込みについても、電力会社から承諾する旨の回答書が添付されております。申請地は盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土は行わないことを確認しております。工事期間は許可日から令和８年９月３０日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

２９番は発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定に当たっては代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地１，６１９㎡のうち９９９㎡に太陽光パネル２０４枚を設置するほか、点検用通路などとして利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。発電設備等に関する契約申込みについても、電力会社から承諾する旨の回答書が添付されております。申請地は盛土規制法の宅地造成等規制区域ですけれども、盛土は行わないことを確認しております。工事期間は許可日から令和８年１２月３１日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上６件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２４番から２９番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、３０番。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。
３０番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
３０番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地などを検討されましたが、他に適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。
土地利用計画は、申請地４６０㎡に木造２階建て個人住宅を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題は無く、周囲の状況、事業内容から周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答済みです。工事期間は令和９年４月３０日完了予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。
以上１件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いし

ます。

議　　長　　ただいま３０番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、３１番。

４番　牧坂邦夫委員

４番委員、牧坂です。

３１番から３４番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

３１番は所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。なお、申請地は平成２８年頃から既に資材置場として利用されており、今回の申請にあたっては許可を得ずに転用したことについて深く反省し、今後はこのようなことがないよう十分注意する旨の始末書が添付されております。現在の利用状況といたしましては、申請地３筆、合わせて３６４．１９㎡を譲受人が営む石材店の資材置場と、資材運搬用の通路として利用されており、転用面積は適正なものと判断いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。隣接する農地はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われることから申請は妥当なものと判断いたしております。

３２番は、宅地建物取引業を営む個人が所有権を移転し建築条件付売買予定地へ転用する申請です。農地区分は１０ｈａ以上の広がりのある農地の区域内にある農地で第１種農地と判断されます。第１種農地については原則不許可ですが、集落接続で住宅用地への転用であることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては代替地を検討されましたが、他に条件に合う土地がな

く、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地１，８７０㎡に建築条件付売買予定地６区画を造成するほか、道路として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要となりますが開発行為事前審査申出中です。工事期間は許可日から令和１１年３月３１日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

３３番は、発電事業等を営む法人が地上権を設定し太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては代替地を検討されましたが、他に条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地１，１５４㎡に太陽光パネル１５８枚、発電出力１００．３３ｋＷを設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。発電設備等に関する契約申込みについても、電力会社から承諾する旨の回答書が添付されており問題ありません。なお、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、設置にあたって現状地盤のままで施工する計画であり、規制対象外であることを確認しております。工事期間は、許可日から令和８年１０月３１日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

３４番も発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては代替地を検討されましたが、他に条件に合う土地はなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地９８８㎡に太陽光パネル１５８枚、発電出力１００．３３ｋＷを設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。発電設備等に関する契約申込みについても電力会社から承諾する旨の回答書が添付されており、問題ありません。なお、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、設置にあたっては現状地盤のまま施工する計画であり、規制対象外であることを確認しております。工事期間は許可日から令和８年１０月３１日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認して

おります。
以上４件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま３１番から３４番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
続きまして、第４号及び第５号議案でございます。この件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　第４号及び第５号議案は関連ですので、併せて説明します。
まず、第４号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。
一覧は、議案書１６ページの表をご覧ください。
まず、所有権移転です。
明細は、議案書１７ページの１番から１９ページの２２番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが７件、同じく熊本県農業公社の買入れが１５件で、面積は２２件合わせて田３万９，８５４㎡、畑１，１０７㎡、合計４万９６１㎡となっております。
次に、農地中間管理機構との貸借です。
明細は、議案書の２０ページの２３番から３６ページの１２８番までの１０６件となっており、契約期間別では６年未満が６６件、１０年以上が４０件、面積は１０６件合わせて田３１万６，７２８．８８㎡、畑４万４，５４０㎡の合計３６万１，２６８．８８㎡で、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物及び果樹を予定

されております。

続いて、第５号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は、議案書の３７ページの１番から２番までの２件となっております。

なお、議案第４号及び議案第５号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととなっておりますので、併せて確認をお願いします。

以上、説明を終わります。

議　　長　　ただいま事務局から説明がございましたとおり、第４号及び第５号議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとされておりますので、内容をご確認いただき、ご意見などございましたら、お願いいたします。

一　　同　　なし。

議　　長　　それでは、この議案について承認される方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　全員承認と認めますので、提案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第６号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願１件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１番　西冨大二郎委員

１番委員、西冨です。

１番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。

願出人は、対象農地３筆を願出人自ら引き続き農業経営を行ってい

ることを地元委員が確認しております。
以上１件、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。
続きまして、第７号議案、令和７年度事業報告（案）についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは、左肩ホチキス止めで第７号議案、令和７年度事業報告（案）についてをお願いいたします。
まず、１ページでございます。第１、事業総括になります。１の農地等の利用の最適化の推進活動では、（１）担い手への農地利用の集積・集約化、（２）遊休農地の発生防止・解消、（３）新規参入の促進を行ったところでございます。
２の地域計画につきましては、令和７年度中に全市域の更新を完了しており、農業委員会は目標値での素案の更新及び地元協議に参加し、地域計画のブラッシュアップに寄与してまいりました。
３の非農地判断の適正な実施では、非農地判断基準に基づき適正に実施し、関係部署に通知を発出しております。
４の農地法及び農業経営基盤強化促進法並びに農地中間管理事業の推進に関する法律関係業務では、法に基づきまして許認可等の業務を適正に行ったところでございます。
次に、３ページをお願いいたします。第２、事業概要でございますが、まずは１の農業委員会等に関する法律第６条第１項に基づく法令業務でございます。

３ページから５ページは、総会の開催状況を記載しております。

次、５ページをお願いいたします。５ページ中段からは、地区委員会及び役員会の開催状況を記載しております。

続きまして、６ページは調査委員会の開催状況のほか、農地法第３条、第４条、第５条、許可不要転用及び第１８条の許可申請や届出について実績を記載しております。

次に、７ページをお願いいたします。７ページの（３）違反転用への対応、（４）非農地判断の実施については、農地パトロール等により適正に実施してまいりました。また、（５）農業経営基盤強化促進事業では、農業経営の基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用の集積等促進計画による農地の所有権移転や利用権設定について、表に記載のとおり承認を行ったところでございます。

次に、８ページをお願いします。（６）農地中間管理事業につきましては、令和７年度より農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画が終了しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画によって実施されることとなっており、賃借件数等につきましては７ページの（５）の（ア）に統一して表示しております。

次に、（７）国有農地等管理処分事業、（８）農地調整事務処理事業、（９）租税特別措置法等業務、（１０）証明書発行業務につきましては、適正に実施しております。また、（１１）研修会等への参加においては、各種研修会への参加状況を９ページから１０ページに記載しております。

続きまして、１１ページをお願いいたします。２の農業委員会等に関する法律第６条第２項に基づく農地等の利用の最適化の推進事業でございます。（１）担い手への農地利用の集積・集約化では、地域協議の場での関係機関との協議、（２）遊休農地の発生防止・解消では農地利用状況調査により遊休農地の早期発見や解消につなげ、（３）新規参入の促進においては新規就農者等への助言や地域農家との橋渡しなどを行っております。

１２ページをお願いいたします。３の農業委員会等に関する法律第６条第３項に基づく業務でございます。（１）調査事業では、田畑売買価格等に関する調査をはじめとして各種調査事業を実施し、（２）情報宣伝活動におきましては、ホームページ等を活用して農地の売買、貸し借り等の手続や総会の議事録等を掲載し、効果的な宣伝活動に取り組んだところでございます。また、農業新聞の普及啓発も行ったとこ

ろでございます。

次に、１３ページから１８ページをお願いいたします。令和７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価になります。これは、これまで説明いたしました令和７年度の業務内容を熊本県に報告するための様式で、実績、数値等を記載しているものでございます。

まず、１３ページの１、農業委員会の状況としましては、本市農業の概要と農業委員会の体制を令和７年４月１日現在で記載しております。

１４ページの最適化活動の実施状況としまして、農地の利用集積といたしまして令和７年度の目標及び実績を記載しております。中段記載の③実績で、令和７年度末の集積面積が累計で５，７８６ｈａ、集積率５４．１％となっております。

次に、１４ページ下段から１５ページ中段までは、遊休農地の発生防止・解消としまして、緑区分の遊休農地の解消は５．３ｈａ、新規発生遊休農地の解消は０．３ｈａなど、令和７年度の目標及び実績を記載しております。

次に、１５ページ下段から１６ページ上段までは、新規参入の促進としまして令和７年度の目標及び実績を記載しております。令和７年度末の実績は、１６ページ上段記載の新規参加者状況は１６経営体、６ｈａとなっており、農政部局と連携して引き続き取り組んでまいります。

１６ページ中段からは、最適化活動の活動目標としまして、活動強化月間の設定における令和７年度目標及び実績を記載しております。

１７ページは、新規参入相談会への参加としまして、令和７年度の目標及び実績を記載しております。

最後に、１８ページは総会開催や許可事務、違反転用への対応の実施状況を記載しております。

以上、第７号議案、令和７年度事業報告（案）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま令和７年度事業報告（案）について事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ないようでございますので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、第７号議案、令和７年度事業報告（案）については事務局の報告どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第８号議案、令和８年度事業計画（案）についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　　続きまして、左肩、第８号議案、令和８年度事業計画（案）についてをお願いいたします。

まず、１ページをお願いします。第１の事業方針でございますが、１、農地等の利用の最適化の推進では、（１）地域計画における目標地図の精度向上並びに農地中間管理機構を活用した担い手への農地利用の集積・集約化、（２）遊休農地の発生防止・解消、（３）新規参入の促進について、本年度も引き続き活動の推進を図ってまいります。２、農地法等に基づいた法令業務につきましては、農地法及び農業経営基盤強化促進法並びに農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、迅速かつ適正な処理を行ってまいります。

次に、２ページをお願いいたします。第２、事業概要になります。１の農業委員会等に関する法律第６条第１項に基づく法令業務でございます。（１）の会議の開催から（２）農地法の許認可業務、（３）違反転用等への対応、（４）非農地判断の実施、（５）農業経営基盤強化促進事業、（６）国有農地等管理処分事業、（７）農地調整事務処理事業、（８）租税特別措置法等業務、（９）証明書発行業務、（１０）研修会等への参加まで、適正な業務を執り行ってまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、案件の現地調査や審議のほか、地元での相談など多種多様な要望につきまして、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、４ページをお願いいたします。２の農業委員会等に関する法律第６条第２項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務でございます。（１）担い手への農地利用の集積・集約化を図りますとともに、（２）遊休農地の発生防止・解消、（３）新規参入の促進について、今年度も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、５ページをお願いいたします。３の農業委員会等に関する法律第６条第３項に基づく業務につきましては、令和８年度も（１）調査事業や（２）情報宣伝活動及び（３）農業者年金業務も積極的に執

り行ってまいりたいと考えております。
　続きまして、６ページから８ページにつきましては、令和８年度の最適化活動の目標の設定等でございます。こちらは、本年の４月の総会にてお諮りした内容と同じものでございますので、説明は省略させていただきます。
　以上で、第８号議案、令和８年度事業計画（案）につきまして、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま令和８年度事業計画（案）について事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　全員賛成でございますので、第８号議案、令和８年度事業計画（案）については、原案のとおり承認することに決定いたします。決定いたしましたんですけれども、情報活動の農業新聞ですけれども、３月末をもちまして、熊本県は全国１位というような購読になりました。それと、熊本市におきましては農業委員、推進委員さんの方が、皆購読が１名不足しておりますので、これはまた７月、８月、２か月間ぐらいの中で速やかに皆購読に向けて頑張りたいと思いますので、その点よろしくお願いいたします。
　続きまして、次第５の報告事項です。
　事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議案書にお戻りいただきまして、議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。１番から１１番までの合計８２件となっております。件数のみ報告します。
　以上です。

議　　長　　どうぞ。

８番　徳永芳也委員
　８番委員、徳永です。

今のご報告ですけれども、最初の１番の農地法第３条３の規定による届出の、１ページの５番、あっせん希望がありと書いてありますよね。この３条の３の規定の届出について、ずっとご報告をいただいているんですけれども、あっせん希望の欄がわざわざつけてあって、ありというのは非常に珍しいわけですよ。まず見ていないんじゃないかなと思うぐらいにこのあっせん希望がないんだけれども、趣旨自体が相続があった際に、新しい相続人が届出をして、自分の農地を使われていないような、ないしは使い切れないときには、農業委員会にあっせんを希望するという欄に丸するというやつだから、この機会を捉えてありというふうに書いてあるのは、ちょっと状況が分かりませんけれども、使っていらっしゃらないか、何か状況あるんだろうと思いますけれども、地元のほうでうまくこのあっせんができればなと思いますので、よろしくお願いいたします。この法の趣旨に沿って、ありと書いてあるのは非常に珍しいケース、どうぞよろしくお願いします。

議　　長　　どうぞ。

事務局　　ありがとうございます。

農地法の第３条の３の規定による届出につきましては、あっせんのほうを確認しているところで、あっせんありのものにつきましては、各地区の担当及び各地域の委員さん方に共有するような形と、代理人につきましてもその辺の意向を再度確認するようには意識しているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　　今の説明、よろしくお願いします。

次に、次第６のその他です。農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　それでは、私のほうから、両面焼きで熊本市農業委員の任期満了に伴う改選についてと、裏面が農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選についてという資料をお願いいたします。

熊本市農業委員の任期満了に伴う改選について、まずご説明させていただきます。１の概要でございます。令和９年４月１４日で任期満了となるため公募を行うとともに、熊本市農業委員会選定委員会を開催しまして、農業委員の候補者を選定するものでございます。なお、農業委員の任命は議会の同意を得て市長が任命するため、令和９年第１回定例会において人事案件として提案する形になっております。

２の募集人数でございますが、熊本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例第２条の規定によりまして、２４名となっております。

３のスケジュール、予定でございますが、７月から８月にかけまして推薦団体等へ説明を行いまして、農業委員候補者公募周知を市政だよりや熊本市ホームページにて行いまして、９月の１か月間を農業委員の候補者の公募受付期間とします。１０月に農業委員選定委員会を開催しまして、１１月から１２月に農業委員候補者の選定を行い、令和９年第１回定例会の人事案件として提案し、令和９年４月に農業委員の任命式後に任期開始となるスケジュールでございます。

裏面でございます。続きまして、農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選についてご説明いたします。

１の概要でございますが、農地利用最適化推進委員につきましても令和９年４月１４日で任期満了となるため、農業委員会が公募を行うとともに農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しまして、農地利用最適化推進委員候補者を選定するものでございます。なお、農地利用最適化推進委員の委嘱は、改選後の農業委員で構成する農業委員会で行うこととなります。

２の募集人数でございますが、表に記載しております募集人員につきましては、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例第３条の規定により、４８名となっております。

３の委嘱までのスケジュールでございますが、基本的に農業委員と同じスケジュールで１２月の候補者の選定まで行いたいと考えております。

委員の募集の人数につきましては、先ほど４８名につきまして、表に記載のとおり各地区ごとに人数割りをした上で募集をかけたいというふうに思っておりますので、皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

推進委員の任期につきましては、令和９年４月の改選後の農業委員にて構成する農業委員会で委嘱することとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、選考委員につきましては改選時にお決めいただきました各地区の代表の方、それから農政部長、農業委員会事務局長のほうで１２月までに選考委員会を開催しまして、決定をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ないようですので、最後に事務局より参考資料の説明をお願いします。

事務局　　それでは、表紙に参考資料と記載してある資料をご準備ください。

こちらは、今年度の農業委員会業務を行う上での参考資料として作成したものです。簡単に内容を説明いたします。

まず、１ページをご覧ください。こちらは、令和８年度の農業委員会事務局の予算でございます。主な項目のみ説明させていただきます。まず、上段の歳入予算ですが、一番上の県補助金は熊本市農業委員会が行っている事業や委員報酬などに対する県からの交付金になります。こちらに２，７３４万３，０００円を計上しております。次に、下段の歳出予算ですが、一番上の人件費、これは職員の人件費になりますが、３億１，１００万８，０００円、続いて、２行目の管理運営費、これは主に委員さん方の報酬になりますが、５，３５７万７，０００円を計上しております。以上、令和８年度の年間総予算といたしまして、歳入歳出とも３億７，９５１万６，０００円となっております。予算についての説明は以上です。

次に、２ページをご覧ください。こちらは、毎年公表している熊本市賃借料情報です。既に熊本市のホームページにも掲載しておりますが、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画により公告された１０ａ当たりの年額の賃借料を記載しています。

次に、３ページをご覧ください。こちらは、令和８年４月１日現在での農業委員会の組織図になります。

次に、４ページは農業委員さんの名簿、５ページと６ページは農地利用最適化推進委員さんの名簿になります。どちらも令和８年４月１日現在のものになります。

次に、７ページをご覧ください。こちらは、事務局と分室の担当業務の事務分掌になります。

最後に、８ページには事務局及び分室の連絡先や職員名を記載しております。

以上で参考資料の説明を終わります。

議　　長　　ただいま事務局より参考資料について説明がございましたが、この件について何かございませんでしょうか。何か説明不足があったらと気のついた方は、何でも結構でございますので。

一　　同　　なし。

議　　長　　ないようでございますので、終了いたしたいと思います。

それでは、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第１８条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　全員賛成でございますので、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局　　ありがとうございました。

それでは、これにて閉会いたします。

閉　　会　午後　４時　４０分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和８年６月９日

議　　長　　福　原　幸　一

署名委員　　東　哲　治

署名委員　　田　中　敏　郎

書　　記　　鎌　田　翔　太　郎